

こうふグリーンラボ充実化プロジェクトにおけるコンテンツ等制作業務要求水準書

1. 件名

こうふグリーンラボ充実化プロジェクトにおけるコンテンツ等制作業務

2. 業務目的

こうふグリーンラボは、本市のゼロカーボン推進拠点として、水素をはじめとした再生可能エネルギーの「普及啓発」及び「実証研究」という2つの機能を有しており、この2つの機能を効果的に活用する中で、未来を担う人材の育成や、脱炭素化に向けた実証研究等の事業を先導的に展開している。

こうした中、令和6年度には「子どもたちの行きたいをカタチにした、TOKIMEKI空間」をキーコンセプトに、こうふグリーンラボにおける、普及啓発のメインフィールドとなる展示コーナーの充実化プロジェクトに着手し、デジタル技術を活用した音と光の演出等を盛り込むことで、地球温暖化や次世代エネルギーとして期待される水素について、楽しみながら学べる空間へとアップデートを実施したところである。

本業務は、来場者が昨年度充実化を図った展示物等から得られた学びを定着させ、更に学びの実践という、新たなステージへ繋げるための、効果的な空間設計及びコンテンツ等の制作を通じ、脱炭素型ライフスタイルの促進を図ることは勿論、更にはグリーンで快適な未来を切り拓くための人材育成の場を創造することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日(金) まで。

4. 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書の位置付けは、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。受託者決定後、プロポーザルの提案内容を踏まえて協議を行い、その結果業務内容を変更することがある。

5. 予算

4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

6. 改修場所等について

こうふグリーンラボ(甲府市上町601番地2・甲府市リサイクルプラザ内)

※詳細図面については別紙のとおり。

7. 業務内容

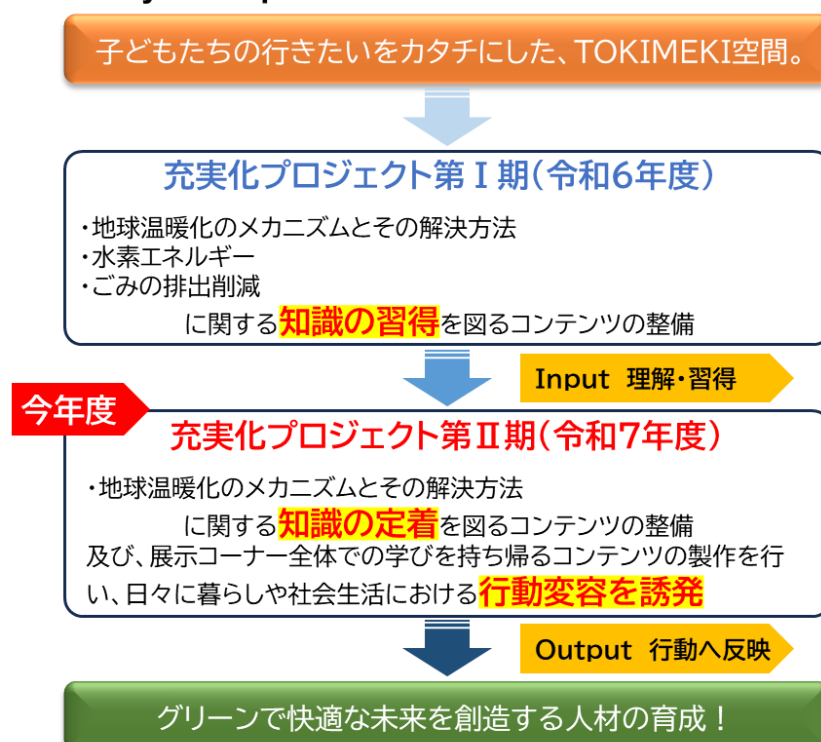
小学校高学年から中学生をメインターゲットとしながらも、親世代も含めた幅広い世代の来場者に

対し、既存の展示物等による地球温暖化への学びを一層深めた後に、その実践という新たなステージへ繋げることが可能な、効果的なコンテンツ等の制作及び導入等を実施する。

また、以降に掲げる業務内容においては、整備の概要を示すにとどまり、具体的な制作物等の形態等は定めていない。これは、事業者が想いと情熱をカタチにすることで、自身の能力を余すことなく発揮する機会を創出することを意味する。従来の常識にとらわれない、自由で独創的かつ集客の増加に繋がる提案を積極的に行うこと。

●施設のコンセプト

Key concept



①展示コーナー部分の整備

展示コーナー部分において、次の(ア)～(エ)に掲げる整備を提案及び実施すること。

(ア)地球温暖化への知識定着を図るコンテンツの制作に関すること

既存の地球温暖化に関するコンテンツ(動画・デジタル地球儀)における学びの定着を可能とする新たなコンテンツの制作を行うこと。その際、既存コンテンツの内容との整合性を図るとともに、メンテナンス(可動や維持管理、アップデートのしやすさ等)を高める工夫を施すこと。

(イ)展示コーナー内での学びをカタチに残し、行動変容に繋げるコンテンツの制作に関すること

展示コーナー全体と通して習得・定着させた知識をもとに、後の暮らしや社会生活における脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に有用なコンテンツの制作を行うこと。媒体については特段の指定をしないが、来場者が学びをカタチとして持ち帰ることが可能なコンテンツとするとともに、メンテナンス(可動や維持管理、アップデートのしやすさ等)を高める工夫を施すこと。

(ウ)既存のデジタル地球儀周辺機器のアップデート等に関すること

既存のデジタル地球儀(SPHERE)に付属しているタブレット端末の盗難防止対策(設置台への固定等)及び、タブレット端末の画面拡張を行うモニター(HDMI 端子対応)の導入及び地球儀台への設置を行うこと。

(エ)展示コーナー全体の装飾及びレイアウトに関すること

既存のコンテンツ等及び7①(ア)(イ)にて導入する新たなコンテンツ等を踏まえ、来場者に対し、効果的な訴求に繋がる会場装飾を行うこと。

②ラーニング・コモنزの整備

ラーニング・コモنز(展示コーナー後方部分・詳細は別紙参照)は、座学のみならず、ワークショップやアクティブ・ラーニングをはじめとした学習者主体の能動的な学びを可能とした空間とし、自ら課題を発掘し、その解を見出す人材育成に繋げていく。

(ア)空間設計に関すること

座学のみならず、学習者自らが課題を見つけそれと向き合い、皆でその解決に向けて取り組む協働学習(ワークショップ等)を行うにふさわしい、フレキシブルで学習者同士が顔を合わせ語り合える空間づくりを目指すこと。

(イ)備品の整備に関すること

ラーニング・コモنزを形成するために必要な備品を整備すること。その際、次に掲げる条件の下、7②(ア)の空間設計に基づき、効果的な備品選定及び空間づくりを行うこと。

【整備の条件】

- ・備品台数:学習者 20 名程度とその講師を想定した机・椅子及びホワイトボードを導入。その際、可能な限り環境に配慮した製品とすること。
- ・床部分は耐久性があり、かつ環境配慮型のカーペット等を、ラーニング・コモنزスペース部分全体に整備すること。

③パンフレットの制作に関すること

市民等に配布するための展示内容等の説明用パンフレットを制作する。情報発信ツールとして有用であり、思わず手に取りたくなるような表紙デザインとするとともに、効果的な写真やイラスト、キャッチコピーを用いて読み手の胸をときめかせることで、来場意欲を高める工夫を凝らすこと。また、紙の素材及びインク等は環境負荷の少ないものとする。

(ア)パンフレットの仕様

- ・サイズ及び形状:提案による
- ・用 紙:マットコート紙 110Kg
- ・部 数:5000部

- ・その他:こうふグリーンラボの住所及び地図を必ず挿入すること。また、パンフレットの具体的な内容については、本市と協議の上、決定する。

(イ)成果物

紙媒体及び電子データで納品。

④その他 PR ツールの制作に関すること

甲府大好きまつり等、市民参加型のイベントブースにおいて使用する、こうふグリーンラボのPR物品を制作する。次に掲げる(ア)(イ)は参考であり、下記に限らずイベント来場者の増加に有用と思われるツールがあれば積極的に提案すること。

(ア)のぼり旗の制作に関すること(案)

各種イベントのブースに出展する「出張こうふグリーンラボ」において、ブースのPRを目的としたのぼり旗を次に掲げる仕様にて制作すること。

【のぼり旗の仕様】

- ・サイズ:W700×H2500 程度(ポール台の高さ含む)
- ・形状:セイル
- ・ポール台の仕様:注水式
- ・デザイン:こうふグリーンラボのロゴ(著作権は本市所有のため使用許可不要)及び「こうふグリーンラボ」の文字を挿入するとともに、アイキャッチ効果のあるものとする。具体的なデザインについては、本市との協議の上、決定する。
- ・数量:2式

(イ)法被の製作に関すること(案)

こうふグリーンラボをPRするための法被を、次に掲げる仕様にて制作すること。

【法被の仕様】

- ・サイズ:フリーサイズ
- ・素材:生地及び染色において、環境負荷の少ないものを使用すること。また、繰り返しの使用が可能な、耐久性のあるものとする。
- ・デザイン:こうふグリーンラボのロゴ(著作権は本市所有のため使用許可不要)を挿入するとともに、品位を損なわない程度にアイキャッチ効果のある柄や色合いとすること。具体的なデザインについては、本市との協議の上、決定する。
- ・数量:10 着

⑤充実化プロジェクト完了後の運用に係る研修に関すること

どんなに良いものを創造しても、それが受け手に伝わらなければ意味がない。本プロジェクトにより導入した機器を効果的に活用するとともに、来場者の興味関心を誘発する伝え方等をスタッフが修得するためのマニュアルの制作及び研修を実施すること。なお、具体的なマニュアル並びに研修の内容は本市

と協議の上決定する。

8. 成果物のデータについて

各業務において制作した素材や成果物のPDFを含むデータ一式について、DVD等の記録媒体に格納し、本市へ提出すること。

なお、データ提出に使用する記録媒体は受託者が用意すること。

9. 打合せ・協議

本業務を円滑に実施するため、打合せ・協議は必要に応じ適時実施する。

なお、実施方法は対面またはオンラインとする。

10. 資料の貸与

業務遂行にあたり必要となる資料(素材データ、建築図面等)のうち、存するものについては、市が準備貸与する。

なお、市から貸与する資料のうち、電子データが存するものについては原則として電子データで貸与するものとし、電子データが存しないものについては紙媒体で貸与する。

11. 編集にあたっての留意事項

受託者は、次に掲げる点に留意し、編集作業を遂行すること。

- (1)幅広い世代の来場者が胸をときめかせるとともに、親しみやすく要旨が伝わりやすい構成を心がけること。
- (2)SDGs推進自治体である本市の方針を熟知し、だれもが理解しやすいデザイン等とすること。

12. 著作権等の扱い

- (1)本契約による成果物について、イラストを除く著作権等一切の権利は、本市に帰属するものとする。
ただし、成果物に含まれる第三者が権利を有する著作物等(フリー素材著作物)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2)本市は、成果物を使用するにあたり、受託者を表示することを要しないものとする。
- (3)本業務による成果物及び作成の途中で得た資料等について、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

以 上